

ご存じですか？ 令和4年4月から中小企業も パワハラ防止対策実施が義務に

1. 方針の明確化と社員への周知・啓発



2. 行為者への方針・対応を就業規則に規定し社員に周知・啓発



出勤停止14日間

3. 相談窓口を決め社員に周知



4. 相談窓口担当者と企業が迅速・適正に対応



5. 相談者・行為者のプライバシー保護と社員への周知



6. 相談者の不利益扱い禁止を定め社員への周知・啓発



パワハラ防止対策！ やらないとどうなるの？ どえりゃあ事になります

<h3>1. 労働者からの訴え</h3> <p>最近では在職中の労働者も、賠償請求等を企業に行います</p>	<h3>2. 行政指導・企業名公表</h3> <p>行政は指導勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します</p>	<h3>3. 都道府県労働局紛争調整委員会あつせん</h3> <p>・調停 <small>パワハラ件数 7年連続1位</small></p> <p>委員会より通知がありパワハラ等の紛争を1回2時間で解決します</p>	<h3>4. 地方裁判所労働審判</h3> <p>民事問題を2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に</p>	<h3>5. 合同労組団体交渉</h3> <p>労働のプロ。社外労組(ユニオン)との対峙を余儀なくされます</p>	<h3>6. 裁判</h3> <p>賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名</p>
--	---	--	--	---	---

中小企業のパワハラ防止対策をサポートします「中小企業格安セット活用」受付中

パワハラ防止対策の実施では、就業規則規定・社員周知事項の作成等は専門知識が必要で、相談窓口担当者の教育も不可欠。中小企業には難しいものがあります。そこで企業の対策実施をサポートするため、愛知県下各労働基準協会と関連組織社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングでは、勤労者労働総合相談センターにて企業に代わり労働者のパワハラ相談活動を実施する等の「パワハラ等防止対策総合サポート事業」を行っております。

中小企業への令和4年4月からの対策義務化に対応するため、通常より費用が格安となる「中小企業格安セット活用」を令和5年3月までの期間限定で受付中です。詳細は裏面のとおりですので、ぜひともご活用をお願い申し上げます。



中小企業格安セット活用の実施内容

1. 訪問コンサルティング  社労士法人のスタッフが御社を訪問し、必要な対策を提案します	2. パワハラ防止のためのトップ宣言のご提案  社員に向けた企業トップのパワハラ防止宣言をご提案します	3. パワハラ防止等の就業規則規定のご提案  パワハラ防止、行為者の懲戒等の就業規則規定をご提案します	4. パワハラの実状調査の実施  パワハラの実状、社員の意識等についての調査を行います	5. 社員研修の実施  専門家によるパワハラ防止研修(録画・WEB方式)を実施します	6. パワハラ相談の代行  労働者の相談を代行し、発生時の対応をアドバイスします 期間は契約より1年間で更新
---	---	---	--	--	---

■上記の実施内容はパワハラだけでなく、セクハラ等全てのハラスメント 相談を行う勤労者労働総合相談センターの相談員を含んでおります。

■実際にパワハラ事例等が発生した場合の、事実関係確認 被害者・行為者へのフォロー等の事後措置 実施 再発防止対策の実施等の対応も、費用が別途必要となりますが可能です。

■法的に相談窓口の設置が必要な、メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等への対応も、費用が別途必要となりますが可能です。



センター長 松下操 まつした社労士事務所 所長 特定社会保険労務士・産業カウンセラー ハラスメント防止コンサルタント	主任相談員 加藤豊 法人所長 特定社会保険労務士 元名古屋東労働基準協会専務理事	統括相談員 市之瀬高司 法人代表社員 特定社会保険労務士 名北協会専務理事・事務局長	特別相談員 石田幹夫 法人代表社員 社会保険労務士 名北協会副会長 元名古屋所長 北労働基準監督署長 元愛知労働局労働局紛争調整委員	特別相談員 加藤正人 Personnel Lab 加藤社会保険士事務所 特定社会保険労務士
---	---	---	--	---

委託費用

1. 訪問コンサルティング ~ 5. 社員研修の実施の委託費用	55,000円	中小企業を対象とした格安セット費用です。 期間外・大企業の場合は1~5の実施で165,000円(研修は対面方式)となり、110,000円格安(3分の1の費用)です。
--	----------------	---

6. パワハラ相談の代行費用	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満
	21,120円	25,080円	30,360円	40,920円	52,800円	64,680円	69,960円	79,200円

非正規労働者を含む社員数ごとの契約後1年間の委託費用です。2年度目以降も同様です※上記費用は消費税を含みます。

お申込み・お問い合わせ

下記の各労働基準協会に連絡票をファックスください。折り返し実施機関よりお電話をさせていただきます。
実施機関: 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング お問い合わせ: **一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部** Tel 052-961-3655 Fax 052-961-9635 Email:roumu@meihokurouki.or.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

中小企業格安セット活用 連絡希望票 活用を検討しており説明・調整をお願いいたく下記に連絡ください

事業場名			TEL	()	—
事業内容	労働者数	人	FAX	()	—
所在地	〒		E-mail		
担当者職氏名	部署等	氏名	様	ご質問等	